

福島県災害時学校支援チーム設置要綱

(目的)

第1条 県内外における大規模災害発生時を想定し、学校の早期再開、児童生徒の心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員等を育成し、災害時における学校教育の早期復旧を支援することを目的として、「福島県災害時学校支援チーム」（以下、「HOPE-F（ホープふくしま）」という。）を設置する。

HOPE-F : Help with Outreach to Promote Education from Fukushima

(チーム員)

第2条 HOPE-Fのチーム員（以下、「チーム員」という。）は、別表1に掲げる職にある者のうち、参加を希望する者で構成する。

2 チーム員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その時点でチーム員を退任する。

- 一 管理職員となった場合
- 二 福島県教育委員会以外の所属に異動となった場合
- 三 退職した場合
- 四 本人から退任の申し出があった場合

3 前項のうち、第一号及び第二号に該当する者は、本人の希望によりサポーターとして登録することができる。

4 福島県教育委員会は、チーム員及びサポーターをHOPE-F登録者名簿（以下、「登録者名簿」という。）に登載するものとする。登録者名簿の運用については、別に定める。

(チーム員の活動内容)

第3条 チーム員は、大規模災害発生時に次の各号の業務について活動する。

- 一 学校の被災状況等の情報収集
- 二 学校再開に向けた体制づくり
- 三 児童生徒の心のケアに対応する教職員への対処方法等の助言
- 四 教職員への心のケア
- 五 学校における避難所の開設初期段階での運営支援
- 六 その他、学校再開前後に学校運営上必要とされる業務

2 チーム員は、平時に次の各号の業務について活動する。

- 一 県教育委員会が主催する災害時の学校運営に関する研修会等への参加
- 二 チーム員の所属校等が行う防災教育や避難訓練等学校防災の取組の推進

(サポーターの活動内容)

第4条 第2条第3項に定めるサポーターは、平時に次の各号について活動する。

- 一 チーム員への助言
 - 二 チーム員及びチーム員候補者が参加する研修会等の講師
 - 三 県教育委員会が主催する防災教育、地域防災及び災害時の学校運営等に関する研修会の講師
- 2 サポーターは、退職した場合又は本人から辞任の申し出があった場合、その時点で退任する。

(研修)

第5条 福島県教育委員会は、チーム員及びチーム員になることを希望する者が、必要な知識や技能を身に付けるための研修会を実施する。

- 2 チーム員は、研修会を毎年度受講することを原則とする。

(チーム員の派遣)

第6条 福島県教育委員会は、県内外で大規模災害が発生し、複数の学校が長期間休校となることが想定される場合、被災した学校にチーム員を派遣し、学校再開等にかかる支援を行う。

- 2 チーム員の派遣にかかる必要な事項については、別に定める。

(庁内会議)

第7条 HOPE-Fの運営を円滑に運営するため、「HOPE-F 庁内会議」(以下、「庁内会議」という。)を設置する。

- 2 庁内会議は、HOPE-Fの設置・運営及びチーム員の募集、育成方法についての方針を協議する。

(事務局)

第8条 HOPE-Fの事務局は、教育総務課に置き、次の各号に関する業務を行う。

- 一 庁内会議に関すること
 - 二 大規模災害発生時における被災地のニーズ把握
 - 三 大規模災害発生時におけるチーム員及び派遣地域の検討
 - 四 大規模災害発生時における人事主管課との連絡調整
- 2 登録者名簿の管理及びチーム員等の研修に係る業務については、社会教育課が行う。

(費用負担)

第9条 チーム員の被災地派遣及びチーム員等の研修会に係る経費については、福島県教育委員会が負担する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【別表 1】

	対象職名
教育庁 (出先機関含む)	主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、専門文化財主査、文化財主査、管理主事、専門学芸員、主任学芸員、副主任学芸員、学芸員、指導主事、社会教育主事、文化財副主査、文化財主事
県立学校	主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭

※教育庁職員については、教員として採用された者で、異動によって教育庁職員となったものに限る。

※任期の定めのある者は除く。

※フルタイム勤務でない者は除く。

福島県災害時学校支援チーム（HOPE-F）の運営体制

